

平成三十年度第二回（五月）

諫早市農業委員会総会

議事録

平成30年度諫早市農業委員会 第2回総会議事録

1 開催日時 平成30年5月28日(月) 開会 午後2時00分～閉会 午後4時00分

2 開催場所 8-1会議室

3 出席委員 (19人)

会 長 20番 山開博俊
会長職務代理者 19番 小森俊夫
農 業 委 員

1番 池田つや子	2番 久保 繁	3番 中尾貞治
4番 久本純造	5番 立森和富	6番 前田貞松
7番 末永 進	8番 菅原篤博	10番 山口勇満
11番 西村ふじ子	12番 馬場誠治	13番 増山太大
14番 横田親紀	15番 澤久 進	16番 西尾正信
17番 池田武弘	18番 野副栄治	

4 欠席委員 (1人)

9番 小川秀幸

5 付議事件

- 第1号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)承認の件
- 第2号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)承認の件
- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第4号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第6号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書審議の件
- 第7号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件
- 第8号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
- 第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第5号 農地改良届出書受理の件
- 第6号 非農地通知届出書受理の件

7 その他

8 事務局

局長 池松 弘 次長 寿柳知己 主任 土井幸徳 主任 田中正和
事務職員 馬場正二郎

9 議 事

(開会)

議 長 これより、平成30年度諫早市農業委員会第2回総会を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。
農業委員会の在任委員20名中、19名の出席で定足数に達していますので、総
会が成立していることをご報告いたします。

なお、9番・小川委員から、欠席の届出がっております。

以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会 会議規則第19条第2項に規
定の、議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に4番・久本委員、12番・
馬場委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の
許可を受けてから、氏名を告げて発言願います。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・
評価(案)承認の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)
承認の件」を説明します。

1ページをご覧ください。

I 農業委員会の状況(平成29年4月1日)現在の数値を記載しています。

1 農業の概要

この数値につきましては、各種統計等の調査からの数値を記載しています。

2 農業委員会の現在の体制

平成29年7月に新制度に移行していますので、旧制度農業委員会の体制と新
制度に基づく農業委員会の体制を記載しています。

2ページをご覧ください。

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

管内農地面積6,710haに対しまして、平成29年4月現在、担い手への集積は2,407haとなっています。

集積率は、35.87%です。

課題といたしまして、農業従事者の高齢化や兼業化に伴う担い手不足、遊休農地の増加等が農地の利用集積促進を図る上で障害となっています。

2 平成29年度の目標及び実績

これまで集積しました2,407haに150haを加えた2,557haを目標といたしまして活動した結果、2,535haの集積となりました。

達成状況としましては、99.10%です。

3 目標の達成に向けた活動

活動計画として次の項目を定めていたところです。

- ・農地中間管理事業の実施により利用集積の拡大を図る。
- ・農地利用集積円滑化事業の実施により利用集積の拡大を図る。
- ・農業委員等による掘り起こし活動等により得た農地の出し手、受け手に係る情報を関係団体と共有し、連携して両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

活動実績といたしまして、随時、農業委員・農地利用最適化推進委員等による掘り起こし活動により得た農地の出し手、受け手に係る情報を基に農地中間管理事業への誘導を行い、関係機関と連携して両者を適切に結びつけて利用権設定等を進めました。

4 目標及び活動に対する評価

目標設定の考え方といたしまして、諫早市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の目標及び前年度の実績を考慮して算定しました。

活動に対する評価といたしまして、認定農業者等担い手を育成するためにも、さらなる利用集積の推進を図ることが必要であると評価しています。

3ページをご覧ください。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

平成26年度から平成28年度までの新規参入者数と、取得した面積を記載しています。

課題といたしまして、新規参入者の農地の確保が円滑にいくよう支援が必要です。

2 平成29年度の目標及び実績

参入目標を5経営体、参入目標面積を1.5haとしていましたが、参入実績は、13経営体、参入実績面積は13.9haとなり、達成状況といたしまして参入目標が260%、参入面積は926%となりました。

なお、13経営体の内訳につきましては、法人が6経営体、個人が7経営体でございました。

3 目標達成に向けた活動

活動計画につきまして、新規参入を希望する個人及び法人に対し、随時、関係機関や団体等と連携し、農地の貸借や取得の相談に応じ、手続等について助言・指導を行いました。

活動実績といたしまして、新規就農相談カードの作成や農地の貸借等の手続きについて助言・指導を行いました。

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価につきましては、青年就農給付金制度等の活用により、新規就農者が増え、目標を大幅に達成することができました。

活動につきましては、助言・指導により、新規就農者への農地の確保が円滑に進んだと評価しています。

次に、4ページをご覧ください。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

平成29年4月現在、管内の農地面積7,579haに対し、遊休農地面積が869ha、割合が11.46%でした。

課題といたしまして、平成28年度に実施した農地利用状況調査では、遊休農地は増加傾向であり、依然として農地面積の1割程度の遊休農地が存在する。今後も遊休農地の解消を図ることが課題であるとしました。

2 平成29年度の目標及び実績

解消目標を50haと定め、平成29年度中の解消実績が9.2ha、達成状況は18.4%でございました。

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画といたしまして、農地地図情報システムを活用し、各担当地区ごとのこれまでの遊休農地の図面資料等を配布し、全ての農地について利用状況調査を行う。また、調査結果を農地台帳システムで管理するとしていました。

活動実績といたしまして、活動計画のとおり農業委員・農地利用最適化推進委員58人で利用状況調査を行いました。また、利用意向調査につきましては、調査数が545筆、調査面積が49.6haでございました。

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価といたしまして、妥当と考えております。

活動に対する評価につきましては、再生事業の補助要件が厳しくなったこともあり、再生事業の活動実績につながらなかったとしています。

5ページをご覧ください。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

平成29年4月現在、管内農地面積は6,710ha、違反転用が0.2haありました。

課題といたしまして、相当の年数が経過しており、回復が困難である。として

いました。

2 平成29年度実績

平成29年度実績といたしまして0.2ha、増減は0haでした。

3 活動計画・実績及び評価

活動計画といたしまして、農地の利用状況調査と併せて違反転用箇所の調査を行い、是正指導を行うこととしておりました。

また、農業委員会だより等にて、違反転用の防止に関する啓発を行う。

活動実績といたしまして、平成28年度より追認が可能になり、新規の転用申請時には所有者の他の農地の調査を行い、違反転用の是正に努めています。

また、活動に対しては、今後とも、利用状況調査等の現地調査を行って適正に対処した評価としています。

6ページをご覧ください。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法3条に基づく許可事務

1年間の処理件数123件、うち許可123件、4月第1回総会時に報告させていただきました件数と同数を記載しています。

点検項目の事実関係の確認の実施状況では、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携し、全案件の現地調査を実施。

総会での審議の実施状況では、全案件、総会で慎重審議を行っている。

また、審議結果等の公表では、個人情報等に配慮した上で、市ホームページに掲載しているとしています。

2 農地転用に関する事項

1年間の処理件数132件、点検項目の事実関係の確認、総会での審議、審議結果等の公表につきましては、農地法3条に基づく許可事務と同様に事実関係の確認、総会での審議、審議結果等の公表を行っています。

7ページをご覧ください。

3 農地所有適格法人からの報告への対応

管内の農地所有適格法人数は68法人あります。うち報告書提出があった法人数が62法人、残り6法人につきましては、法人設立から1年を経過していないため決算報告等の報告が不要です。

4 情報の提供等

情報の提供等につきましては、賃借料情報や農地の権利移動等及び農地台帳の整備などで情報の提供を行っています。

8ページをご覧ください。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見書及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務の要望・意見といたしまして

基盤整備が行われた地域では、担い手への集積が図られていることから、担い手となる農業従事者が効率よく安定した農業経営が行われるよう基盤整備事業等を推進し、耕作条件の改善を図ってほしいという要望・意見がありました。

対処といたしまして、耕作放棄地の発生防止・解消にもつながることから農業者からの強い要望として、基盤整備事業の推進を市への主要施策としての実施するよう意見書を提出しました。

VIII 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

- 1 総会等の議事録の公表につきましては、市ホームページで公表しています。
- 2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出につきましては、Ⅶの地域農業者等からの主な要望・意見などから、
 - ① 担い手への農地利用の集積・集約化の推進について
 - ② 耕作放棄地の発生防止と解消に関する施策の推進について
 - ③ 新規参入等に関する施策の推進について
 - ④ その他（有害鳥獣対策の継続について）以上を意見書として提出しています。

3 活動計画の点検・評価の公表

活動計画の点検・評価の公表につきましては、市ホームページに公表しています。以上です。

議 長 事務局にお尋ねします。

4 ページ、Ⅳの2に解消実績として9.2haとありますが、この面積は何ですか。

事 務 局 平成29年度から遊休農地の再生事業について、農地中間管理事業を活用しないと補助要件に該当しなくなっていますので、昨年度は再生事業申請がありませんでした。

この9.2haというのは、新たな農地の貸借等で解消された面積であり、農地利用状況調査の結果となります。

議 長 目標50haに対し、解消実績9.2haは少ないと考えますので、さらなる努力をお願いします。

議 長 議案第1号の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、議案第1号は承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は承認することに決定いたします。
(議案第2号) 次に、議案第2号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）承認の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）承認の件」を説明します。

9ページをご覧ください。

I 農業委員会の状況

1 農家・農地等の概要

平成30年4月1日現在の農家数及び農地の面積等を記載しています。

数値につきましては、各種統計等の調査からの数値を記載しています。

2 農業委員会の現在の体制

新制度移行後の農業委員・農地利用最適化推進委員の体制を記載しています。
10ページをご覧ください。

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 平成30年4月現在の管内農地面積6,630haに対しまして、昨年3月末までの集積面積が、2,535haです。

集積率は、38.23%です。

課題といたしまして、農業従事者の高齢化や兼業化に伴う担い手不足、遊休農地の増加等が農地の利用集積促進を図る上で障害となっているところです。

2 平成30年度の目標及び活動計画

目標集積面積を2,925haとしています。これにつきましては、昨年度末までの集積面積である2,535haに新規集積面積を390haを加えた数値を目標としています。

目標設定の考え方といたしましては、諫早市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の目標及び前年度の実績を考慮して算定しています。

また、活動計画といたしまして、

- ・農地利用状況調査で把握した遊休農地を担い手に集積できるよう農地中間管理事業等を活用し利用集積の拡大を図る。
- ・農業委員等による掘り起こし活動等により得た農地の出し手、受け手に係る情報を関係団体と共有し、連携して両者を適切に結びつけて利用権設定等を進めるとしております。

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況といたしまして、過去3年間、平成27年度から平成29年度までの新規参入数を記載しています。

課題といたしまして、新規参入者の農地の確保等が円滑にいくよう、農業委員及び農地利用最適化推進委員による支援を行うとしています。

2 平成30年度の目標及び活動計画

平成30年度の参入目標を8経営体、参入目標面積を6.5haと定めて活動を行うことといたしました。

活動計画といたしまして、新規参入を希望する個人及び法人に対し、随時、関係機関や団体等と連携し、農地の貸借や取得の相談に応じ、手続等について助言・指導を行うことと決めました。

II及びIIIにつきましては、今年1月に最適化の指針を定めさせていただいています。その指針の目標に沿って数値を記載しています。

次に、11ページをご覧ください。

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

平成30年度4月現在の管内農地面積7,273ha、遊休農地面積が643ha、割合が8.84%となります。

課題といたしまして、平成29年度に実施した農地利用状況調査では、遊休農地は横ばい傾向であり、依然として農地面積の1割程度の遊休農地が存在する。今後も遊休農地の解消を図ることが課題であるとししました。

2 平成30年度の目標及び活動計画

平成30年度の目標及び活動計画につきましては、遊休農地の解消面積を50haを目標として設定し、今年度も取り組んでいこうと考えています。

また、活動計画といたしまして、

- ・農地地図情報システムを活用し、各担当地区ごとのこれまでの遊休農地の図面資料等を配布し、全ての農地について利用状況調査を行う。
- ・調査結果を農地台帳システムで管理するとしています。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

平成30年4月現在の管内農地面積が6,630ha、違反転用面積が0.2haです。

課題といたしまして、相当の年数が経過しており、回復が困難であるとししました。

今年度も違反転用が増えないよう適正に指導していきたいと考えています。

2 平成30年度の活動計画

活動計画といたしまして、8月～9月に行う農地の利用状況調査と併せて違反転用箇所の調査を行い、随時、是正指導を行う。また、8月発行の農業委員会だより等にて、違反転用の防止に関する啓発を行う計画です。

以上です。

議長 議案第2号の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第2号は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第2号は承認することに決定いたします。

(議案第3号) それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、本野地区、本野町の農地2筆、11,304㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。

権利取得後の農地面積は11,953㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

耕うん機や草刈機等の機械も所有されていて、家族と一緒に農作業をされています。

また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で15分内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。2番、長田地区、長田町の農地1筆、782㎡を農地の有効利用を図るため、交換する申請です。

権利取得後の農地面積は12,621㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターやコンバイン等の機械も所有されていて、家族と一緒に農作業をされています。

また、農業に20年間従事され、譲受人宅から申請地まで約1kmでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。3番、長田地区、長田町の農地1筆、388㎡の贈与を受け、農業に精進するための申請です。

権利取得後の農地面積は11,254㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターやハーベスタなどの機械を所有されており、家族と一緒に農作業をされています。

また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地まで約2kmでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。4番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地1筆、1,849㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。

権利取得後の農地面積は25,392.9㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

耕うん機や運搬車等の機械を所有されていて、家族と一緒に農作業をされています。

また、農業に37年間従事され、譲受人宅から申請地まで約400mでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。5番、森山地区、森山町本村の農地1筆、2,940㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる申請です。

権利取得後の農地面積は37,651.91㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや田植機等の機械を所有されていて、家族と一緒に農作業をされています。

また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。6番、小長井地区、小長井町井崎の農地10筆、8,159㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。

権利取得後の農地面積は34,090㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

農地所有適格法人の要件は満たされており、トラクター等の機械も所有されてい

ます。

また、農作業をする役員の人数も経験も十分あると思われ、譲受人の事務所から申請地まで車で5分内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

7番、小長井地区、小長井町井崎の農地1筆、1,347㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。

権利取得後の農地面積は82,238㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや田植機等の機械を所有されていて、家族と一緒に農作業をされています。

また、農業に22年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

以上です。

議 長 議案第3号の説明がありましたので、1番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

1番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、露地野菜、果樹を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番と3番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

2番と3番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

まず、2番の現地について説明します。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、イチゴ、玉葱などを栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

次に、3番の現地について説明します。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、玉葱、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 2番と3番の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので2番と3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので2番と3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、4番・多良見地域担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

4番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、みかんを栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 4番の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、5番・森山地域担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

5番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、麦、露地野菜を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 5番の説明がありました。何かご質問はありませんか。

議長 ご質問がないようですので5番は、申請どおり許可することにご異議ありません

か。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので5番は、申請どおり許可することに決定いたします。
次の6番と7番は、私20番委員に関する事項でございますので、農業委員会等
に関する法律第31条の規定により、議長を会長職務代理と交替し退席いたします。

(20番委員退席)

職務代理 6番と7番について、小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 委員補足説明を致します。

6番と7番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

まず、6番現地について説明します。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、苗、露地野菜
を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整
には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

次に、7番の現地について説明します。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、露地野菜を
栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整
には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

職務代理 6番と7番の説明がありました、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

職務代理 ご質問がないようですので6番と7番は、申請どおり許可することにご異議あり
ませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

職務代理 ご異議がないようですので6番と7番は、申請どおり許可することに決定いたし
ます。

20番委員の入場を求め、議長を交替いたします。

(20番委員入場)

(議案第4号) 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題とい
たします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番についてご説明します。

1番は市道の道路改良による立ち退きにより、現在の住宅隣の農地を住宅用地に
転用する申請です。

区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

農地区分は、明峰中学校から南西へ300mに位置し、市街地近傍の孤立した農地ですので、第2種農地と思われます。

地積は384㎡、資金は補償額提示書で確認済みです。また、開発許可申請も提出済みです。

被害防除計画については、2m程埋立をし擁壁を設けます。

平家建ですので日照・通風で周囲の農地への影響は少ないものと思われます。

雨水は溜柵に集め、既存の排水管に接続し水路に放流します。

汚水雑排水は合併浄化槽を使用し、水路に放流します。

2番についてご説明します。

2番は昭和38年に住宅を建築、その後、平成3年頃台風により倒壊し、平成4年に住宅を建て替えています。平成4年の建て替え時に宅地を越境していたとの追認の申請です。

区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

長田駅から南南西に900mの場所に位置し、農地区分は宅地化が見込まれ農地の規模が10ha未満ですので、第2種農地と思われます。

新たな資金は発生しません。

被害防除計画ですが、越境部分は宅地部分、通路部分で舗装されており、土砂の流出はありません。

雨水は道路側溝へ排水、汚水・雑排水は発生しません。顛末書も提出済みです。

以上です。

議 長 議案第4号の説明がありましたので、1番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

1番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、農地転用の許可基準を満たしていると思われますので、許可しても問題ないと思われます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

2番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については「第2種農地」

と判断されます。

建築後、20年以上経過していますので許可してもやむなしかと思われ
ます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので2番は、申請どおり許可することにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので2番は、申請どおり許可することに決定いたしま
(議案第5号) す。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題と
いたします。

事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

4番は取下げられましたので、議案から削除をお願いします。

1番についてご説明します。

1番は寺院の駐車場として転用申請です。

契約は売買。区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

諫早駅から北に、2.5kmに位置し、農業公共投資の対象となっていない小集
団の生産性の低い農地ですので、「第2種農地」と思われます。また、既存施設の
面積3,218㎡の1/2を超えない793㎡の拡張です。

資金は残高証明で確認済みです。

被害防除計画ですが、最高40cm盛土し、整地して土地周囲の境界はコンクリ
ートブロックで土砂の流出を防ぎます。

建物はありませんので、日照・通風に影響はないものと思われます。

雨水は西側の水路に放流します。

2番について説明します。

申請地は、長崎新幹線の高架橋の工事の作業場として利用するため、奥村組が借
用するという一時転用申請です。

期間は平成32年6月まで2年間、契約は賃貸借。

区域区分は「市街化調整区域」「農用地」と一部「第2種農地」と思われます。

県立農業大学から東へ500mに位置し、一部農用地が含まれた3筆で3,956㎡。資金は残高証明書で確認済みです。

被害防除計画は、現状のまま使用し、日照・通風については建物がいないため近隣
の農地に影響はないと思われます。

雨水は西側及び東側の水路に放流します。また、農地復元計画書も提出済みです。

3番についてご説明します。

3番は住宅用地としての転用申請です。契約は贈与。

区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

長田駅から南南西に900mの場所に位置し、農地区分は宅地化が見込まれる農

地の規模が10ha未満ですので、「第2種農地」と思われます。

面積は448㎡、4条の申請があった西里町41番4を通路として道路と接道します。

資金は住宅ローンの事前審査で確認済みです。

被害防除ですが、申請地は造成はせずそのまま利用し、西側、南側に2～3.5mの緩衝地を設けます。

雨水は南側の水路に放流。汚水は合併浄化槽を使用し、南側の水路に放流します。隣地との協議書も出ています。

5番につきましてご説明いたします。

5番は住宅用地としての転用申請です。契約は売買。

区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は小長井支所から北に500mの場所に位置し、市街地近傍にある孤立農地として「第2種農地」と思われます。

面積は253㎡、資金は残高証明書で確認済みです。

被害防除計画ですが、造成をせず南側法面はコンクリートなどで保護します。

日照・通風についても平家建ですので、隣地の農地に影響は少ないものと思われ
ます。雨水は、東側道路側溝に放流し、汚水・雑排水は下水管に接続します。

隣接農地所有者との協議書も提出されています。

以上です。

議 長 議案第5号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明を
委 員 お願いします。

委員 委員補足説明を致します。

1番の現地を担当地区の推進委員と現地調査を行いました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、「第2種農地」
と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われ
ます。

許可しても問題ないと思われ
ます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので1番は、申請どおり許可することにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

2番の現地を担当地区の推進委員と現地調査を行いました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、「農用地」と
「第2種農地」と判断され、土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしている

と思われます。許可しても問題ないと思われます。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 2番の説明がありました、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので2番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、3番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 委員補足説明を致します。
3番の現地を担当地区の推進委員と現地調査を行いました。
地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、「第2種農地」と判断され、土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われます。
許可しても問題ないと思われます。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 3番の説明がありました、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので3番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、4番は取下げされましたので、5番・小長井地域担当の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 委員補足説明を致します。
5番の現地を担当地区の推進委員と現地調査を行いました。
地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、「第2種農地」と判断され、土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われます。
許可しても問題ないと思われます。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 5番の説明がありました、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので5番は、申請どおり許可することに決定いたします。
(議案第6号) 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」を議題といたします。
事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」

を説明します。

1番について説明します。

1番は平成30年10月19日まで、新幹線工事の事務所、トンネル仮設ヤードとして利用する計画で、一時転用許可を出しています。今回、土地所有者からの要望で、事務所の借地1,806㎡を1,679㎡へ縮小する変更の届けが出ています。

以上です。

議長 議案第6号について、事務局にお尋ねします。

1番は、新幹線関連工事の事務所用地等として、一時転用です。

所有者の意向により、一時転用された農地の一部、127㎡を解約解除するというのであれば、その現地については、農地へ復元されているかの確認はしていますか。

事務局 確認していません。

議長 農地への復元を確認していないとのことでしたが、一時転用の契約を解除した場合、その土地は農地に戻すべきではないか。また、その確認が必要と思います。確認されるまでこの案件については保留してはいかがかと思います。

議長 それでは、委員の皆さんにお諮りいたします。

1番について、農地に復元され、その確認されるまで保留とすることに賛成の委員さんの挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員の挙手を確認しましたので、1番については農地に復元されたことが確認されるまで保留といたします。

議長 ここで、10分間休憩とします。

(10分間休憩)

議長 議事を再開いたします。

(議案第7号) 次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第7号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を説明します。

1番、諫早地区、仲沖町、小野地区、川内町の農地4筆、9,378㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申出です。

申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

2番、小野地区、赤崎町の農地1筆、3,410㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。

申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

3番と4番は借受人が同一の案件です。

3番、小野地区、赤崎町の農地1筆、1,930㎡、

4番、小野地区、赤崎町の農地1筆、2,249㎡、計2筆、4,179㎡を農

業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申し出です。

申出人は、水稻、麦、飼料用米の生産を主体に経営されています。

5番、小野地区、赤崎町の農地6筆、3,181.96㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、水稻、アスパラガス、玉葱の生産を主体に経営されています。

6番、小野地区、小野島町・川内町の農地7筆、12,385㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申し出です。

申出人は、水稻、麦、アスパラガスの生産を主体に経営されています。

7番と8番は借受人が同一の案件です。

7番、小野地区、小野島町の農地5筆、16,809㎡、

8番、小野地区、小野島町の農地6筆、13,954㎡、計11筆、30,763㎡を農業経営規模拡大を行うため、7番は使用貸借10年で、8番は賃貸借10年で借り入れる新規の申し出です。

申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

9番、小野地区、小野島町の農地1筆、4,871㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

10番、小野地区、川内町の農地5筆、4,952㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借20年で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

11番、小野地区、川内町の農地1筆、1,018㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、水稻、玉葱、飼料作物の生産を主体に経営されています。

12番、小野地区、川内町の農地1筆、719㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

13番と14番は借受人が同一の案件です。

13番、中央干拓地区、中央干拓の農地5筆、59,350㎡、

14番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、2,911㎡、計7筆、62,261㎡について、13番は連作障害対策のため、農地を借り換えるもので、賃貸借4年で借り入れる新規の、14番は引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、水稻、麦、大豆、イチゴの生産を主体に経営されています。

15番、中央干拓地区、中央干拓の農地2筆、59,350㎡を連作障害対策のため、農地を借り換えるもので、賃貸借4年で借り入れる新規の申し出です。

申出人は、玉葱、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

16番、有喜地区、松里町、森山地区、森山町上井牟田の農地8筆、7,371㎡を引き続き農業経営を行うため、使用貸借3年で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、水稻、麦、大豆、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。

17番と18番は借受人が同一の案件です。

17番、有喜地区、早見町の農地1筆、658㎡、

18番、飯盛地区、飯盛町上原の農地1筆、2,378㎡、計2筆、3,036㎡を引き続き農業経営を行うため、17番は賃貸借10年で、18番は賃貸借6年で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、水稻、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

19番、有喜地区、天神町の農地1筆、1,030㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、人参、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。

20番、本野地区、上大渡野町の農地1筆、10,215㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、生姜、長ネギの生産を主体に経営されています。

21番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、1,545㎡を引き続き農業経営を行うため、使用貸借10年で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、水稻、玉葱、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。

22番、長田地区、長田町の農地1筆、1,587㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営されています。

23番、長田地区、正久寺町の農地1筆、1,279㎡を農業経営規模拡大を行うため、使用貸借10年で借り入れる新規の申し出です。

申出人は、水稻、玉葱の生産を主体に経営されています。

24番、長田地区、正久寺町の農地1筆、1,178㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借3年で借り入れる新規の申し出です。

申出人は、水稻、玉葱の生産を主体に経営されています。

25番、森山地区、森山町本村の農地3筆、2,285㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

26番と27番は借受人が同一の案件です。

26番、森山地区、森山町本村・田尻の農地12筆、9,775㎡、

27番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、963㎡、計13筆、10,738㎡を引き続き農業経営を行うため、26番は賃貸借6年で、27番は賃貸借10年で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

28番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、595㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、水稻、キャベツ、玉葱、カボチャの生産を主体に経営されています。

29番、森山地区、森山町下井牟田の農地1筆、973㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

30番から32番までは借受人が同一の案件です。

30番、森山地区、森山町下井牟田の農地4筆、1, 203㎡、

31番、森山地区、森山町下井牟田の農地1筆、397㎡、

32番、森山地区、森山町下井牟田の農地1筆、264㎡、計6筆、1, 864㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

33番、森山地区、森山町下井牟田の農地1筆、1, 170㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

34番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、2, 730㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、水稻、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されています。

35番、飯盛地区、飯盛町中山の農地2筆、2, 554㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、水稻、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。

36番と37番は借受人が同一の案件です。

36番、飯盛地区、飯盛町山口の農地1筆、1, 768㎡、

37番、飯盛地区、飯盛町山口の農地1筆、490㎡、計2筆、2, 258㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申し出です。

申出人は、水稻、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されています。

38番と39番は借受人が同一の案件です。

38番、飯盛地区、飯盛町後田・上原の農地2筆、2, 857㎡、

39番、飯盛地区、飯盛町上原の農地1筆、2, 434㎡、計3筆、5, 291㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、水稻、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されています。

40番、飯盛地区、飯盛町上原の農地4筆、6, 710㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、水稻、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

41番、高来地区、高来町里の農地1筆、1, 124㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、水稻、イチゴの生産を主体に経営されています。

42番、高来地区、高来町東平原の農地2筆、1, 597㎡を引き続き農業経営を行うため、使用貸借10年で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、水稻、ソバの生産を主体に経営されています。

43番、高来地区、高来町富地戸の農地1筆、1, 104㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、水稻、大麦の生産を主体に経営されています。

44番、小長井地区、小長井町川内の農地1筆、2, 783㎡を引き続き農業経営

営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申し出です。

申出人は、水稲、みかんの生産を主体に経営されています。

以上、1番～44番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

以上です。

議長 議案第7号の説明がありました。1番～44番について、何かご質問はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番～44番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので1番～44番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第8号) 続きまして、関連がありますので、議案第7号の45番から49番、議案第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について説明します。

議案第7号の45番、諫早地区、目代町の農地2筆、2,773㎡を、議案第8号の1番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、水稲の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の46番、小栗地区、土師野尾町の農地3筆、4,232㎡、47番、小栗地区、平山町・土師野尾町の農地5筆、4,030㎡、48番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、1,713㎡、計9筆、9,975㎡を議案第8号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、水稲、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の49番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、944㎡を議案第8号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、水稲、馬鈴薯、肉用牛の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして、配分計画の変更についてでございます。

既に、農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、有喜地区、早見町・天神町の農地5筆、4,803㎡について、議案第8号の4番により配分する農家の変更を行う農用地利用配分計画です。

新しく、権利の設定を受ける者は、人参の生産を主体に経営されており、今回、

権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

契約内容は使用貸借で、貸借期間につきましては、従前の貸借期間の残存期間7年であります。

以上、議案第7号の45番から49番までの申し出は、農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。

また、議案第8号の1番から4番までに係るの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。

以上です。

議長 議案第7号の45番から49番、また、議案第8号の1番から4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第7号の45番から49番を許可し、議案第8号の1番から4番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第7号の45番から49番を許可し、議案第8号の1番から4番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件について説明します。

本野地区から1件、長田地区から2件、合計3件出ています。

届出理由は、いずれも相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件について説明します。

小野地区、長田地区、飯盛地区、高来地区から各1件、合計4件出ています。

解約理由は、小野地区が、耕作者が亡くなったため、長田地区が、耕作者を変更するため、飯盛地区、都合により耕作できなくなったため、高来地区が、耕作者を変更するためです。

次に、報告第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件について説明します。

真津山地区から1件の届けが出ています。

真津山地区、小船越の農地1筆201㎡を貸駐車場用地としての届出です。

次に、報告第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件について説明します。

諫早地区から2件、小栗地区から1件、真津山地区から1件、多良見地区から1件、合計5件の届けが出ています。

1番、諫早地区、宇都町の農地3筆556㎡は、事業用駐車場用地として転用届出です。

2番、諫早地区、栄田町の農地2筆768㎡は、2区画の分譲用地としての届出です。

3番、小栗地区、小川町の農地2筆344.22㎡は一般住宅用地としての届出です。

4番、真津山地区、小船越町の農地1筆171㎡は、建売住宅用地としての届出です。

5番、多良見地区、多良見町化屋の農地2筆492㎡は、一般住宅と倉庫の用地としての届出です。

報告第5号 農地改良届出書受理の件につきましては、取下げられましたので議案から削除をお願いします。

報告第6号 非農地通知申出書受理の件について説明します。

本野地区から1件、長田地区から1件、合計2件、届出を受けています。農地利用状況調査でB分類。農振白地です。

以上です。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、ただいま議決されました案件は全て終了いたしました。お諮りします。

議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価承認	1件。
議案第2号	平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画承認	1件。
議案第3号	農地法第3条許可	7件。
議案第4号	農地法第4条許可	2件。
議案第5号	農地法第5条許可	4件。
議案第6号	農地法第5条許可後の計画変更承認	(保留)
議案第7号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	49件。
議案第8号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	4件。

以上、審議件数は、全部で68件 ございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。
事 務 局 ありません。
議 長 それでは、これをもちまして、平成30年度諫早市農業委員会第2回総会を閉会
 いたします。
 長時間にわたり、ありがとうございました。

議 長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)